

要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増
中止を求める意見書

社会保障制度改革国民会議の報告書では、要支援者に対する介護予防給付について、「市町村が地域の実情に応じたサービスを提供する新たな事業に移行させていくべき」としており、要支援者を介護保険サービスから外すことを打ち出している。また、所得により介護サービスの利用者負担を引き上げることについても述べているが、これらについては次の問題点を指摘せざるを得ない。

- (1) 心身の機能低下を防ぐ上で最も介護を必要とする要支援者から一律に必要な介護サービスを奪うものであり、介護保険の本来の趣旨に反する。
- (2) 新たな事業に移行した場合、厳しい自治体財政がさらに圧迫され、自治体間で給付内容に格差が生じることや、介護の質が低下することが懸念される。
- (3) 要介護者が介護保険サービスから外れることは、介護事業所の経営を直撃し、介護労働者の失業や離職につながる。
- (4) 介護保険料は大幅に上がり、平成26年4月から消費税率も上げられる中での利用者負担引き上げは、必要な介護を奪うことにつながる。

よって、国においては下記の事項を実現されるよう強く求める。

記

- 1 要支援者に対する介護予防給付を継続すること。
- 2 介護保険サービスの利用者負担を増やさないこと。
- 3 介護保険財政に国が責任を持つこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月24日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先

内閣総理大臣／総務大臣／財務大臣／厚生労働大臣